

今、共同参画にとって必要なこと

にしかわ じゅん
西川 潤

男女雇用機会均等法の施行から20年、男女共同参画社会基本法から8年、憲法改正論議や、雇用機会均等法の改定、男女雇用機会均等計画の見直しの議論の中で、「ジェンダー・フリー」は日本古来の伝統文化を否定するものとか、憲法に家族を重視する規定を盛り込むべきである、といった議論が新たに出てきている。

男女共同参画問題についていろいろな角度からの議論が高まることは結構なことだが、今、私たちにとって重要なことは、言葉狩りや抽象的な家族概念を振り回すことではなく、男女共同参画の実態を見て、必要な課題を読み取ることだろう。

不況期の労働市場で、女性就業者が非正規雇用（パートタイマー、派遣労働者等）で働いている比率は、最近20年間に32%から52%に増えた。グローバルゼーションの下、女性の雇用は不安定化しているのである。公務員、経済界、学界等での女性の役職者数も、未だ微々たるものだ。男女共同参画の法制はある程度整備されたものの、中身は未だお寒いと言わざるをえない。その中で、女性の社会進出にとって不可欠な男性の協力度を示す家事労働時間が、同じ期間に1日20分から30分が増えたことは僅かなようだが変化のサインと言える。こうした変化の芽を着実に伸ばしていきたいものである。

そのためには、遅れている男女平等推進の国家機関の設置、国連女性差別撤廃委員会から勧告されている「間接差別」（明示的ではないが、いろいろな条件をつけて女性の社会進出を阻む）禁止規定を均等法に盛り込むこと、また、均等計画で一定期間に女性を積極的に登用する「ポジティブ・アクション」規定等を導入することが必要になる。

女性の社会進出が、男性にとってもより人間らしい生活を取り戻すきっかけとなるだろうことを銘記したいものである。

■プロフィール 1936年生まれ。早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授。経済学、国際関係論。国連勤務（1981-1983年）。婦人問題企画推進有識者会議（後に男女共同参画審議会）委員（1984-2001年）、男女共同参画連携会議委員（2001-2004年）。